

生涯学習市民センター及び総合文化芸術センターにおける市旗及び国旗の 掲揚方法等に関する運用要領

1. 趣旨

この要領は、生涯学習市民センター及び総合文化芸術センター（以下、「センター」という）における市旗及び国旗の掲揚方法等に関し、基本となる事項を定めるものとする。

2. 掲揚日等

(1) 市旗及び国旗の掲揚日及び掲揚時間は、次のとおりとする。

① 掲揚日

開館日

② 掲揚時間

原則として、8：45 から 17：15 までとする（作業時間を含む。）

(2) 次に掲げる日は、市旗及び国旗を掲揚しない。

① 閉館日

② 雨天時及び荒天時

③ 市旗及び国旗が汚損し、又は破損するおそれがある場合

3. 掲揚方法

(1) 2本の並列した掲揚ポールを有する場合

センター建物に向かって、左側に国旗、中央に市旗を掲揚する。

(2) 3本の並立した掲揚ポールを有する場合

センター建物に向かって、左側に国旗、中央に市旗を掲揚する。また、右側には、公用行事で必要がある場合のみ掲揚するものとし、一般の施設利用者による掲揚は認めない。

(3) 式典等の行事において、会場内に掲揚する場合は、客席から会場正面に向かって、左側に国旗、右側に市旗を掲揚する。

4. その他

半旗の掲揚方法については、市庁舎等における運用に準ずるものとする。